

令和2年4月9日

保護者 様

臨時休業期間中の居場所確保が難しい児童生徒への対応について

磐田市教育委員会

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、小中学校が臨時休業となるため、4月13日(月)から4月24日(金)までの間(土曜日・日曜日を除く)、以下の条件に該当する児童生徒については、子どもの居場所確保として、学校において自習対応ができることとします。

ただし、今回の臨時休業は児童生徒への感染症予防のため、児童生徒が自宅で過ごすことを基本にしていますので、子どもの居場所確保がどうしても難しい場合に限らせていただきます。

なお、放課後児童クラブについては、4月13日(月)からは午後1時から午後6時まで開所します。

1 対象者

保護者が仕事を休めない場合に、自宅等において、どうしても家庭で過ごすことができない児童生徒

2 自習時間

午前8時30分から午後3時までの間

放課後児童クラブ加入者は、午後1時より放課後児童クラブで対応します。

3 場所

児童生徒が在籍する学校の指定する場所(濃厚接触にならないよう配慮します)

4 自習内容

学校から事前に出された課題

その他、児童生徒自身が用意した教材や読書

5 持ち物

健康チェックカード(検温結果を記入)自習に必要なもの、筆記用具、弁当・水筒

6 体調管理

風邪の症状がある場合(発熱、咳、のどの痛みなど)には、どのような症状であっても参加できません。自習中に、少しでも症状が見られた場合には、保護者に連絡し帰宅していただきます。

登校前には、必ず自宅にて検温により健康観察をしてください。なお、可能な限りマスクの着用しての登校をお願いします。

7 登下校

保護者の責任をお願いします。

8 緊急時の対応

児童生徒が参加する日は、保護者は必ず学校からの連絡を受けられるようにしておいてください。

9 申込方法

4月9日(木)以降に、希望する保護者は、学校利用申請書を学校に持参、もしくは、お子さんを通して、学級担任等に提出してください。申請理由は必ずお書きください。(詳細について、お電話で伺うこともあります。)

10 その他

この対応は4月9日(木)時点におけるものであり、今後の状況によっては、変更となる可能性があります。その際は、あらためてお知らせします。

担当 学校 教育 課
電話 0538 - 37-2760

